

自動車事故被害者サポートのご案内

自動車事故対策機構は、自動車事故被害者への援護業務を行う国土交通省管轄の独立行政法人です。以下3つの条件に当てはまる方へのサポートを行っています。

①介護料支給

自動車（バイクを含む）事故による重度後遺障害（脳損・脊損）により、介護を要する方へ後遺障害の程度などに応じて月額35,400円～209,430円支給します。

②交通遺児等育成資金貸付

自動車（バイクを含む）事故により死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟に対し、月々一定額の育成資金を無利子で貸し付けします。

③交通遺児等友の会の入会

自動車（バイクを含む）事故により死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟のいる家庭に対し、交流会やレクリエーションを開催しています。

お問い合わせ先：自動車事故対策機構旭川支所
電話：0166-40-0111

国の教育ローン(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学などへの入学時、在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき、350万円以内を、固定金利（年1.71%、令和元年8月15日現在）で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ先：教育ローンコールセンター
0570-008656（ナビダイヤル）
または、(03) 5321-8656

固定資産税の家屋に係る手続きについて

1. 固定資産税の家屋に係る手続きは、主に次の項目があります

①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を担当課に提出してください。後日、担当職員が現地確認を行います。

②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を担当課に提出してください。

※①、②について登記家屋の場合、滅失登記・所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の提出が不要になります。

③家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、完成後お早めにご連絡ください。

2. 固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っています。

3. 留意事項

- ・固定資産税は毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋は、その1年間は課税されることとなります。一方で、1月2日以降に新築された場合は、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続きなどについて、不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 住民グループ
電話：5-1112 告知端末機：5-8812

気象台一口メモ

津波防災を考える

宗谷地方ではこれまで強い揺れを伴う地震は発生していません。しかし、遠く離れた場所で起きた地震による津波は、日本海側・オホーツク海側を問わずにきています。特に日本海側では1mを超える津波が過去に何度も襲っています。

2011年3月の東日本大震災を教訓とし、国は同年6月、「津波対策の推進に関する法律」を制定し、11月5日を「津波防災の日」と決めました。

津波の恐れがある場合、気象庁は津波注意報や警報を発表し、すぐに海から離れ高い場所へ逃げるようお知らせしています。それよりも、地震・津波についての正しい知識と判断で自分の命を守ることが重要です。

2004年のスマトラ沖地震の際、10歳の少女が授業で習った津波の特徴を思い出し、数百人を連れて避難しました。これにより、多くの命が救われました。

この少女のようにわずかな知識でも多くの命は守れます。津波防災の日をきっかけに、まずは勉強を始めてみましょう。



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話：0162-23-2679

九月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

天地の間結ばんと星流る
夜半の窓俤薄き流れ星
流星の玉砂利のごと空を飛ぶ
流れ星願いばかりが残りけり
流れ星歩いて闇の美しく
祈ぎ事を刹那に託す走り星
はみ出して彼の地球へと星走る
流星に明日を待たぬ眠りけり

横山 貞雄
富樫 堅一
富樫 とも子
小玉 利治
佐藤 光朗
田中 順子
熊谷 千恵子
田中 徹男